

上に関わる指標はあるのか。そのような指標はなく、女性の全労働時間の長さを解決する指標もない。

生活改善運動から地域に影響のある、実力もあるスーパーウーマンが育成されているが、権利意識、人権意識が育っていない。そこには、根強い性別分業意識、トラブル回避、目先の効果、普遍的課題の分離、生活水準の向上等の現実だけでなく、男性意識を変える政策を展開できず、男女平等の生活像を共有できなかった行政の問題もあった。

現在、家族経営協定が推進され、男女間賃金格差解消のための研究会が設けられ、税制・社会保障制度改革が検討され、男女平等認識が浸透する中、バックラッシュも見られる。農水省では「生活改善課」が1990年に「婦人・生活課」となり、2000年には「女性・就農課」「普及課」となり、「生活」の文字が消えた。普及員・専門技術員を合体させた専門員制度が敷かれ、その数の減少が囁かれる中、女性農業者は、必要な支援を何処からどのように得るのだろうか。

(文責 中道仁美)

【循環利用プロジェクト】  
特別研究会報告要旨(2003年2月18日)

## 中国における生態環境と調和した 農業発展の模索について

(中国農業部農村経済研究中心) 劉 光明

### 1. 中国における農業環境政策の位置づけ

資源、制度、社会的な要求そして農産物の需給状況を背景として、現段階の中国における農業環境政策の位置づけを試みる。

### 2. 基本農業政策と農業環境政策との調和

基本政策である「農村と都市との均衡の取れた発展」という中長期社会発展政策および「農業構造調整政策」という農業基本政策との

調和を基本において、代表的な農業環境政策の一つである「退耕還林(草)」政策の分析を行う。

### 3. 現行政策の限界と課題

農業環境政策に示される農業政策およびその施行方法の変化、農業環境政策の抱える問題について検討を試みる。

【農村活性化プロジェクト】  
特別研究会報告要旨(2003年2月19日)

## 日本の有機農業をめぐる法と政策

(埼玉大学) 本城 昇

日本の有機農業に対する施策は、表示規制のみが突出し、表示規制以外の施策がほとんど整備されないままの状況にあり、その施策は、総合性を欠いたものとなっている。日本の有機農業の発展は、EUと比べて遅れているが、それは、こうした政策状況が関係している。

日本の農業を農薬・化学肥料多投型に変えた一因は、消費者側が圃場の自然条件や地域自給を配慮しない食生活の便利さを享受してきたことにある。農産物の生産者と消費者は、取引によって結ばれているが、相手方の立場を考慮していないという断絶があり、分断されている。消費者側の前記行動は、そうした分断のあらわれである。農薬・化学肥料の使用から脱却し、有機農業の発展を図ろうとするためには、消費者側の協力を得て、この分断を改善しようとする必要がある。すでに、環境政策の分野では、廃棄物問題に典型的に見られるように、最早、関係する当事者のうち一部の当事者だけに責任を担わせるのではなく、関係する全当事者が役割を分担し、連携・協力するパートナーシップの形成が必要であるとされている。この環境問題における構図は、正に有機農業政策の分野にも

当てはまる。しかし、農業政策の分野では、こうした発想に乏しく、消費者側をパートナーとして取り込み、政策形成に積極的に関与・協力する主体としてとらえて来なかった。このため、消費者側がパートナーシップを發揮できるような制度的枠組みが形成されておらず、その制度的枠組みの基礎となるはずの協同組合法等の現行組織法制を見ても、生産者と消費者といった職能・経済的機能の異なる主体間のパートナーシップの活性化・円滑化を前提にした組織法制とはなっていない。

一方、前記の生産者と消費者の間の分断は、延いては、人間生活を自然から断絶させていることにも気付くべきである。この人間生活と自然の分断を修復する施策としては、自然ストックの計画的増進政策が提案できる。日本人によって親しまれてきた日本の自然は、本来の「百姓仕事」によって手入れされた農的自然であったのであり、放置された手の入らない自然ではない。本来の「百姓仕事」によって維持され、つくり出されてきた自然は、良質の公共的な自然資産であって、ストックである。農家の営為を単にフローとして見るだけでなく、ストックを増加させる行為として見るのが重要である。このストックは、「農家が持続的に行う豊かな自然環境を形成する行為」が体化した自然資産を意味し、単に農業生産の場そのものの圃場にとどまらない。その近隣領域も含み込む本来の農家の営為が体化した里地・里山といえる。また、百姓仕事、つまり本来の農家の営為の及ぼす効果は、里地・里山という生活域の自然に限られず、奥山的自然にも及ぶ可能性がある。この本来の農家の営為が持つダイナミックな日本の自然環境形成機能をしっかりと見据え、その体化した自然ストックを計画的に増進させることは、重要な政策的視点であろう。農家の営為に着目することは、農業および農村の担い手を重視することにほかならず、農業および農村の再生にそのままつながることに留意すべきである。

【農村活性化プロジェクト】  
特別研究会報告要旨（2003年2月26日）

## 漁業への新規就業の現状と課題

（全国漁業協同組合連合会）高浜 彰

本報告では、近年における沿岸漁業の就業者の動向を整理したうえで、最近注目を集めている1ターンに対する取り組み状況とその課題を明らかにすることを目的にした。

報告内容は、漁業就業者の動向分析、沿岸漁業就業者確保育成センターの活動状況の整理、新規就業（1ターン）の傾向と課題の提示であり、具体的には下記のように示される。

漁業就業者の動向の特徴として挙げられるのは、沿岸漁業、沖合・遠洋漁業とも大幅に減少し、しかも高齢化が進行していることである。1989年の就業者は、沿岸漁業が30.8万人、沖合・遠洋漁業が7.5万人であったのに対し、2000年ではそれぞれ21.5万人（3割減）、3.8万人（5割減）となっている。一方、沿岸漁業および沖合・遠洋漁業の就業者計に占める65歳以上の割合は、13.3%（1989年）から33.5%（2000年）へと高まっている。

このように、就業者の量的減少・質的低下が進むなかで、水産基本計画における水産物の自給率目標（2000年度 2012年度）は、魚介類が53% 66%、海草類が63% 70%と高まる方向が示されている。就業者の減少と自給率向上という、一見相容れない状況を解決するには、将来の漁業就業者を確保・育成することが必要であり、その取り組みがスタートしている状況にある。

沿岸漁業の取り組みに関してみれば、1996年に沿岸漁業就業者確保育成センター（全国漁業協同組合連合会内）が設立され、新規就業希望者への就業相談、全国の漁協からの求人情報の収集、求人情報誌やホームページ、フェア開催等による情報発信などの業務が行われている。就業相談のなかで、新規就業希望者の多くは1人で船を構えて操業したい意